

トマト

遺言代用信託



トマト銀行はお客さまの大切な想いを繋ぎます。
専門スタッフに是非ご相談ください。



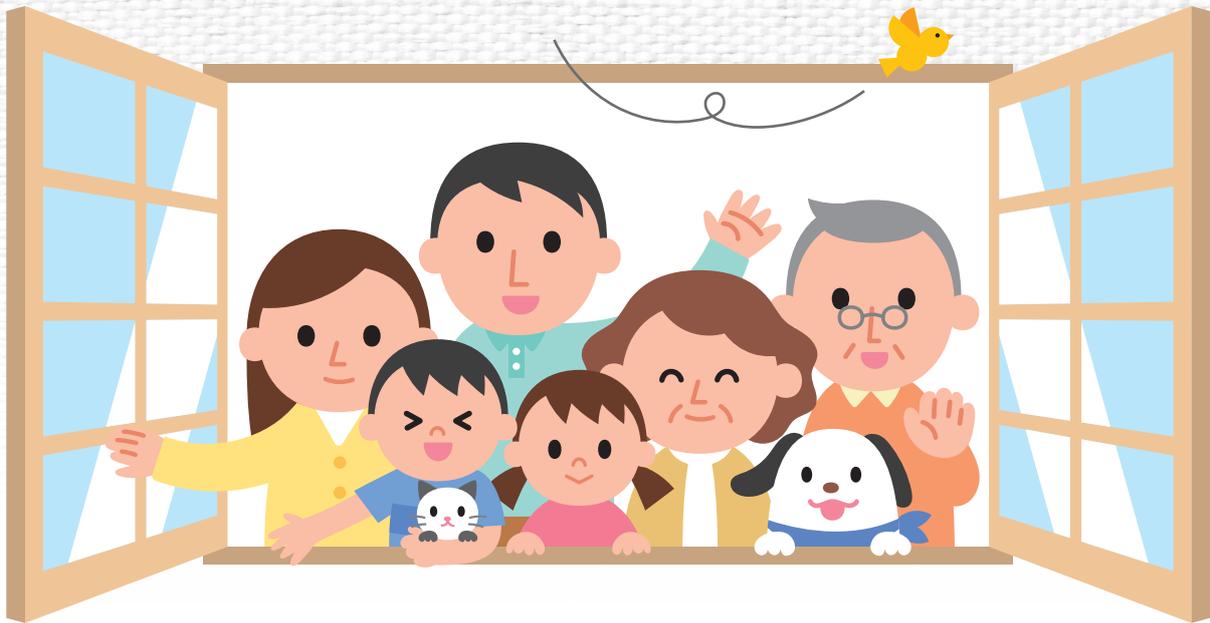
ご説明動画はこちらから
ご覧いただけます。
お手持ちのスマート
フォンからチェック！➡





3つのお受取方法

3つのお受取方法で、しっかりサポート



お受取方法

1

一時受取

例えば 葬儀費用として

もしもの時に、まとまった資金をすぐにお受け取りいただけます。

お受取方法

2

定時定額受取

例えば 遺されたご家族の生活資金として

もしもの時に、ご家族が一定の金額を計画的にお受け取りいただけます。

お受取方法

3

一時受取

+

定時定額受取

例えば 葬儀費用と遺されたご家族の生活資金として

もしもの時に、ご家族が一時金と定時定額金の両方をお受け取りいただけます。



しくみと概要

お受取方法

1



一時受取

もしもの時に、ご家族がすぐに一時金をお受け取りいただけます。
葬儀費用等として、すぐに使えるご資金を遺すことができます。

一時金を遺したい方をご指定

受取人

- 受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
- 受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当社普通預金口座番号が必要です。
- 受取割合は1%単位で指定できます。

お受取方法

2



定時定額受取

もしもの時に、ご家族が一定の金額を計画的にお受け取りいただけます。
ご家族にその後の生活資金を遺すことができます。

定時定額金を遺したい方をご指定

受取人

- 受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
- 受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当社普通預金口座番号が必要です。
- 受取割合は1%単位で指定できます。

受取回数

お申込時に年1回or2回の受取回数からご選択。

受取日

5日

お受取方法

3



一時受取

+

定時定額受取

お客さまのご要望に応じて、お受取方法①②を自由に組み合わせることができます。

一時金を遺したい方と定時定額金を遺したい方をご指定

受取人

- 受取人はお客さまの推定相続人の中からご指定ください。
- 受取人の氏名、住所、電話番号、生年月日のほか、当社普通預金口座番号が必要です。
- 受取割合は1%単位で指定できます。

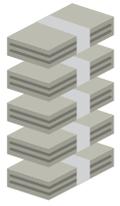
定時定額受取の場合

受取回数

お申込時に年1回or2回の受取回数からご選択。

受取日

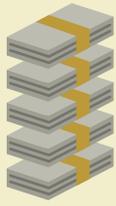
5日



信託金
500万円

ご契約

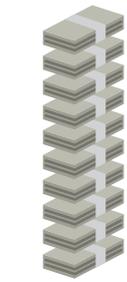
ご相続発生



一時金
500万円

一時金受取

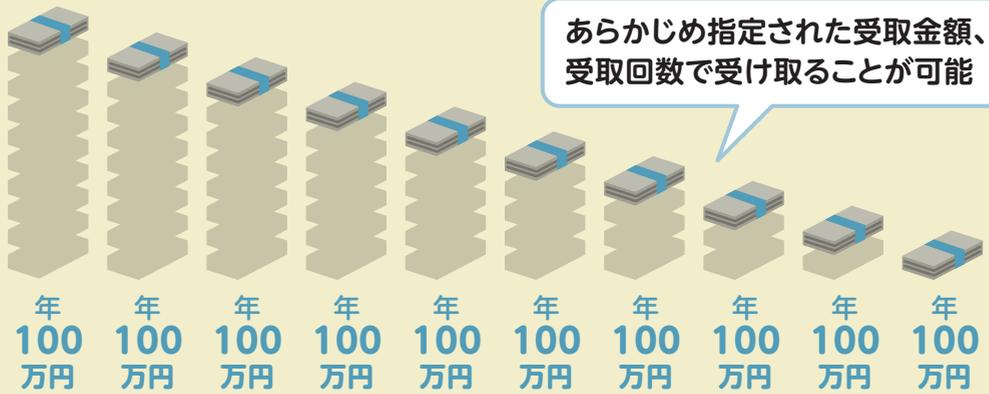
すぐに受け取る



信託金
1,000万円

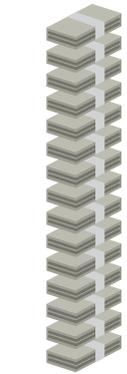
ご契約

ご相続発生



あらかじめ指定された受取金額、受取回数で受け取ることが可能

定時定額金受取開始



信託金
1,500万円

ご契約

ご相続発生



すぐに受け取る

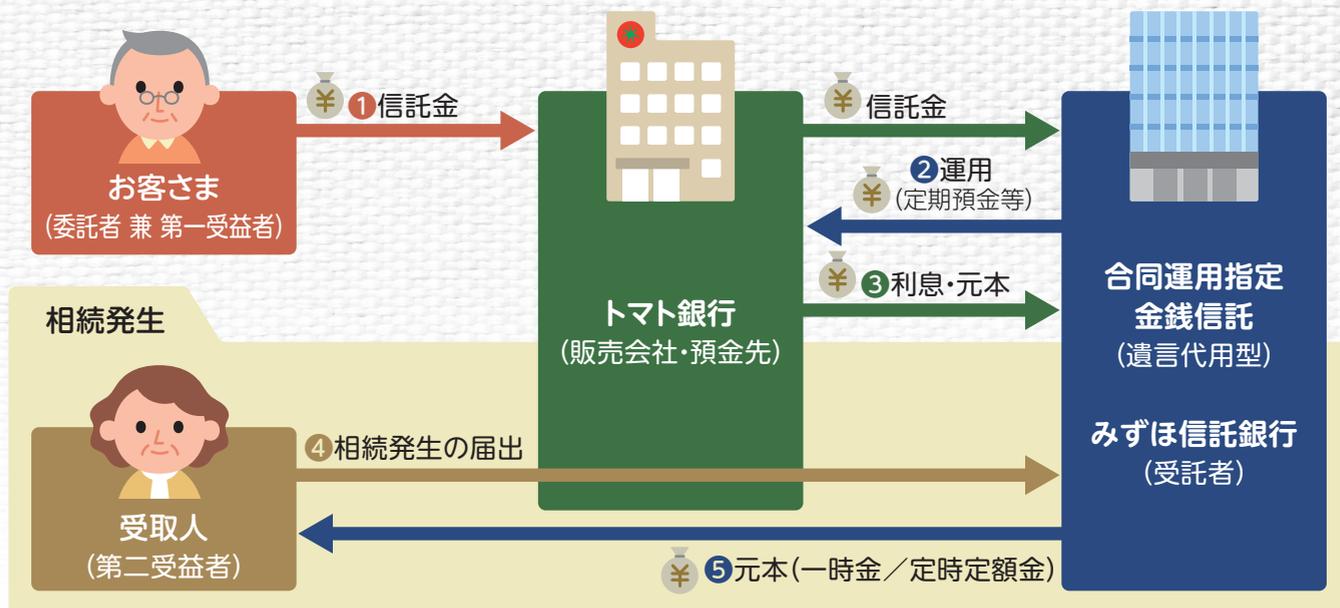
あらかじめ指定された受取金額、受取回数で受け取ることが可能

一時金受取

定時定額金受取開始



しくみ



概要

| | |
|-----------------|---|
| 信託金額 | 200万円以上3,000万円以下(1万円単位) ※なお、お客さまにご相続が発生した際に、受取人が受け取る金額により、他の相続人の法的権利である「遺留分」を侵害する可能性がある場合には、信託金額をご相談させていただきます。 |
| 信託期間 | 5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後の信託期間の変更はできません。 |
| 信託設定日 | お申込日の翌月の15日 (金融機関の休業日の場合は当該日の前営業日となります。) |
| お受取方法 | お受取方法①、②、③の中から1つをお選びいただきます。 |
| お受取人 (第二受益者) | 相続人となられる方(推定相続人)の中から、最大4名さままでご指定いただけます。 |
| お申込時にご持参いただくもの | 公的本人確認書類、当社普通預金通帳、お届出印 |
| 受託者 | みずほ信託銀行株式会社 〒100-8241 東京都千代田区丸の内1丁目3番地3号 |
| 販売会社 | 株式会社トマト銀行 〒700-0811 岡山市北区番町2-3-4 登録金融機関:中国財務局長(登金)第11号 加入協会:日本証券業協会 |

■本商品の購入にあたりお客さまにご負担いただく費用について

直接的にご負担いただく費用

| | |
|-------|---|
| 申込手数料 | お申込金額の2.2%(税込)とします。なお、申込手数料は信託金の引落時に信託金と一緒にお支払いいただきます。追加信託時には、追加信託お申込時の金額の2.2%(税込)を申込手数料として、追加信託金の引落時に追加信託金と一緒にお支払いいただきます。本商品の解約が発生した場合においても、申込手数料の返却はいたしません。 |
| 解約手数料 | 解約手数料はかかりません。 |

間接的にご負担いただく費用

| | |
|---------------|---|
| 信託報酬 | 信託報酬は、原則として計算期日(毎年5月10日)に合同運用財産の中からいただきます。信託報酬は下記の計算式に基づき算出されます。 $\text{信託報酬} = \text{計算期間中の信託元本平均残高} \times \text{信託報酬率} \times \text{計算期間中の日数} \div 365 \text{ (円未満切捨)}$ ただし、上記式により算出される額が、計算期間における信託の利益(信託財産の運用収益等から費用等を控除した額)を上回る場合は、計算期間中の信託元本平均残高に0.001%および計算期間中の日数を乗じ365で除した値(円未満切捨)を下限として、信託の利益の範囲内でいただきます。 |
| その他信託財産にかかる費用 | 信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用等を、合同運用財産の中から支払う場合があります。当該費用等は発生時まで確定しないため表示できません。 |
| 税金について | <ul style="list-style-type: none">●受益者の収益金に関しては、20.315%*(国税15.315%、地方税5%)の税金が分配時に源泉徴収されます(本商品は、マル優制度の取り扱いはございません)。 ※課税上の取り扱いは、本書作成日現在におけるものであり、税制改正等により将来変更されることがあります。●受取人(第二受益者)が受け取る信託財産は、相続税の課税対象資産となります。税務のお取り扱いについては、所轄税務署、税理士等の専門家にご相談ください。 |

■本商品のリスクについて 本商品が元本割れとなる原因になり得る主なリスク要因は以下のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 信用リスク | 運用資産である定期預金等の預入先金融機関の信用状況等に問題が生じた場合、元利金の支払が行われないことにより、配当がなされなかったり、元本に損失が生じる可能性があります。 |
| 金利変動リスク | 市場金利の変動に伴い、運用資産である定期預金等から生じる収益が低下する場合には、結果として、元本に損失が生じるおそれがあります。 |
| 流動性リスク | 一時期に想定を超える大量の中途解約や相続発生による一時金の支払が発生するなど、支払準備のための資金が不足した場合、換金処分のため定期預金等を中途解約する可能性があります。その結果、中途解約利率等の適用により、信託の収益が信託の費用を下回ることとなり、元本に損失が生じるおそれがあります。 |

《重要事項》本商品のご購入にあたりお客さまにご注意いただく点

- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。やむを得ない事情により、中途解約のお申し出があった場合は、解約(一部解約を含みます)に応じることがあります。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申込は、原則として取消することができません。また、お申込に関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。
- 説明書はトマト銀行本支店の窓口にご用意しております。

本商品の留意事項について 本商品の留意事項については、商品説明書「留意事項について」をよくお読みください。



株式会社 トマト銀行
〒700-0811 岡山市北区番町2丁目3番4号
登録金融機関:中国財務局長(登金)第11号
加入協会:日本証券業協会

当社の苦情処理措置および紛争解決措置(下記機関を利用)

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室

特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

0570-017109 または 03-5252-3772 0120-64-5005

【受付日・時間(共通) / 平日(月~金) [銀行休業日を除く] 9:00~17:00】

お問い合わせはお近くのトマト銀行窓口へ

遺代-0566-2-002 2023年12月現在